

# 第1章 計画の策定にあたって



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

健康であることは、すべての人の願いであり、県民一人ひとりの幸福な人生を実現するための基本です。

本県では、これまで平成25年度に策定し、令和4年1月に一部改正した「(第1次)健康やまがた安心プラン」に基づき、生活習慣病の発症予防や重症化予防に重点を置いた対策を推進してきました。

また、がんについては、がんの予防や早期発見、がん医療提供体制の充実などに取り組み、循環器病については、循環器病の予防や迅速な医療提供体制の整備に力を入れてきました。

さらに、歯科口腔保健においては、人材の育成や多職種が連携したチーム医療の推進などの社会環境の整備に努めてきたところです。

これらの施策の結果、運動習慣者の割合やがん検診・特定健診の受診率、心筋梗塞患者に占める病院到着前死亡者の割合、8020達成者の割合などで改善がみられ、健康寿命も着実に延伸しております。

一方で、健康に関しては男性の幅広い年代で肥満者の増加がみられ、がんでは、医療の進歩によって治療を継続しながら社会生活を送る患者が増加しているほか、循環器病では、循環器病に関する適切な情報提供・相談支援環境の充実が求められており、新たな計画ではこうした課題に対応するための視点を組み入れました。さらに、歯科口腔保健では、乳幼児期や学齢期における歯・口腔に関する健康格差を縮小していく視点を組み入れています。

この新たな計画を効果的に推進していくためには、県民一人ひとりが若い頃から自らの健康を意識し、生活習慣の改善などの行動変容を起こすとともに、県、市町村、健康づくり関係者<sup>\*</sup>、事業者及び政府等が連携し協力することで、県民による主体的な取組みを促し、支える社会環境や基盤を整備していくことが必要です。

県民総参加で健康づくりに取り組み、生涯にわたって、健やかで心豊かに暮らすことのできる社会の実現を目指し、本計画を策定しました。

<sup>\*</sup>第2章 P11～P14「4 健康づくりに関係する者の役割」参照。

## 2 計画策定までの経過

|  |  |
|--|--|
| 健康増進計画   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第1次山形県健康増進計画〔平成13～24年度〕<br/>「21世紀における国民健康づくり運動」を踏まえ、県民の「健康寿命の延伸」と「壮年期死亡の減少」を目標に掲げ策定</li> </ul>      |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第1次山形県健康増進計画の改定〔平成20～24年度〕<br/>政府の医療制度改革により特定健診・特定保健指導が導入されたことを踏まえ、メタボリックシンドローム対策を盛り込み改定</li> </ul> |
| がん対策推進計画   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第1次山形県がん対策推進計画〔平成20～24年度〕<br/>がん対策基本法（平成19年4月1日施行）に基づき策定された政府の「がん対策推進基本計画」を踏まえ、策定</li> </ul>        |
| 歯科保健計画   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第1次山形県歯科保健計画〔平成9～17年度〕<br/>「ライフステージに応じた歯科保健対策」と「特殊なケアを必要とする人への歯科保健対策」を柱とした県独自の計画を策定</li> </ul>      |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第2次山形県歯科保健計画〔平成18～24年度〕<br/>第1次計画を踏まえ、本県の歯科保健対策をさらに推進するために策定</li> </ul>                             |
| <p><b>健康やまがた安心プランの策定〔平成25～令和4年度〕</b></p> <p>「山形県健康増進計画」、「山形県がん対策推進計画」、「山形県歯科口腔保健計画」の3つの計画を一体化して策定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 山形県健康増進計画（第2次）の策定〔平成25～令和4年度〕<br/>3大生活習慣病の粗死亡率が増加傾向にあること、高齢化の進展で疾患を抱える県民の増加の懸念から、生活習慣病の重症化予防、高齢者の健康の視点を新たに組み入れて策定</li> <li>● 山形県がん対策推進計画（第2次）の策定〔平成25～29年度〕<br/>社会経済的な課題を含む働く世代や小児への対策の充実の視点を新たに取り入れて策定</li> <li>● 山形県歯科口腔保健計画（第3次）の策定〔平成25～令和4年度〕<br/>歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備の視点を新たに取り入れて策定</li> </ul> |  |
| <p><b>健康やまがた安心プランの中間見直し〔平成30～令和4年度〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 山形県健康増進計画（第2次）の見直し〔平成30～令和4年度〕<br/>「やまがた受動喫煙防止宣言」（平成27年2月）や「山形県糖尿病及び慢性腎臓病重症化予防プログラム」の制定（平成28年12月）などを踏まえて見直し</li> <li>● 山形県がん対策推進計画（第3次）の策定〔平成30～令和4年度〕<br/>政府の「がん対策推進基本計画（第3期）」の策定を受け、15歳から39歳までのAY A（Adolescent and Young Adult）世代や高齢者などライフステージに応じたがん対策の充実やゲノム医療など医療技術の進展に伴う視点を新たに取り入れて策定</li> </ul>   |  |

### 健康やまがた安心プランへの「山形県循環器病対策推進計画」の追加〔令和3～4年度〕

- 山形県循環器病対策推進計画（第1次）の策定〔令和3～4年度〕  
循環器病が県民の死亡・介護の主要な原因になっている現状に鑑み策定

### 健康やまがた安心プランの期間延長〔～令和5年度〕

- 政府の健康日本21（第2次）の期間が令和5年度まで1年間延長されたことに伴い、健康やまがた安心プランの期間を令和5年度まで1年間延長

### 第2次健康やまがた安心プラン〔令和6～17年度〕

- 山形県健康増進計画（第3次）の策定〔令和6～17年度〕  
ライフステージや性差に応じた健康づくりを推進するため、「こども」「女性」「高齢者」の健康づくりの視点及び県民一人ひとりの健康づくりを支える社会環境や基盤整備の視点を新たに取り入れて策定
- 山形県がん対策推進計画（第4次）の策定〔令和6～11年度〕  
妊よう性温存に関する支援体制やがんになっても就業を継続できる社会環境の構築、がんゲノム医療や重粒子線治療など先進的な治療法の推進の視点を新たに取り入れて策定
- 山形県循環器病対策推進計画（第2次）の策定〔令和6～11年度〕  
循環器病に関する適切な情報提供や相談支援ができる環境の充実、特定健診受診者における血圧等の有所見率低下などの視点を新たに取り入れて策定
- 山形県歯科口腔保健計画（第4次）の策定〔令和6～17年度〕  
定期的な歯科健診受診や歯周病治療の重要性の視点、乳幼児期・学齢期における歯と口腔に関する健康格差の縮小の視点を新たに取り入れて策定

### 3 計画の位置づけ

- 本計画は、法律に基づく次の4つの計画から成り立っています。
  - 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第1項に基づく都道府県健康増進計画
  - がん対策基本法（平成18年法律第98号）第12条第1項に基づく都道府県がん対策推進計画
  - 循環器病対策基本法（平成30年法律第105号）第11条第1項に基づく都道府県循環器病対策推進計画
  - 歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）第13条第1項に基づく都道府県の歯科口腔保健の推進に関する基本的事項及びやまがた歯と口腔の健康づくり推進条例第9条第1項に基づく基本計画
- 山形県の総合的ビジョンである「第4次山形県総合発展計画」の部門別の計画として、健康づくりに関わる取組みを通じ、「保健・医療・福祉の連携による『健康長寿日本一』の実現」に寄与するものです。
- 本計画は、「山形県保健医療計画」、「やまがた長寿安心プラン」、「いのち支える山形県自殺対策計画」等、他の関連する計画と調和を図りながら推進していきます。

#### 本計画と関連する主な計画

| 計画名                   |            | R6              | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 | R14 | R15 | R16 | R17 |
|-----------------------|------------|-----------------|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 第4次山形県総合発展計画          | R2～(概ね10年) | →               |    |    |    |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 健康やまがた安心プラン【本計画】      | R6～17      | → 見直し 改定        |    |    |    |     |     |     |     |     |     |     |     |
| ○ 山形県健康増進計画           | R6～17      | → 見直し 改定        |    |    |    |     |     |     |     |     |     |     |     |
| ○ 山形県がん対策推進計画         | R6～11      | → 見直し 改定 見直し 改定 |    |    |    |     |     |     |     |     |     |     |     |
| ○ 山形県循環器病対策推進計画       | R6～11      | → 見直し 改定 見直し 改定 |    |    |    |     |     |     |     |     |     |     |     |
| ○ 山形県歯科口腔保健計画         | R6～17      | → 見直し 改定        |    |    |    |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 山形県保健医療計画・山形県医療費適正化計画 | R6～11      | →               |    |    |    |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 山形県感染症予防計画            | R6～11      | →               |    |    |    |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 山形県障がい者計画             | R6～11      | →               |    |    |    |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 山形県アルコール健康障害対策推進計画    | R6～10      | →               |    |    |    |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 山形県肝炎対策指針             | R6～10      | →               |    |    |    |     |     |     |     |     |     |     |     |
| いのち支える山形県自殺対策計画       | R5～9       | →               |    |    |    |     |     |     |     |     |     |     |     |
| やまがた長寿安心プラン           | R6～8       | →               |    |    |    |     |     |     |     |     |     |     |     |
| やまがた子育て応援プラン          | R2～6       | →               |    |    |    |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 山形県食育・地産地消推進計画        | R3～6       | →               |    |    |    |     |     |     |     |     |     |     |     |
| やまがた食の安全・安心アクションプラン   | R3～6       | →               |    |    |    |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 山形県教育振興計画             | H27～R6     | →               |    |    |    |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 山形県スポーツ推進計画           | H25～R6     | →               |    |    |    |     |     |     |     |     |     |     |     |

## 4 計画の期間

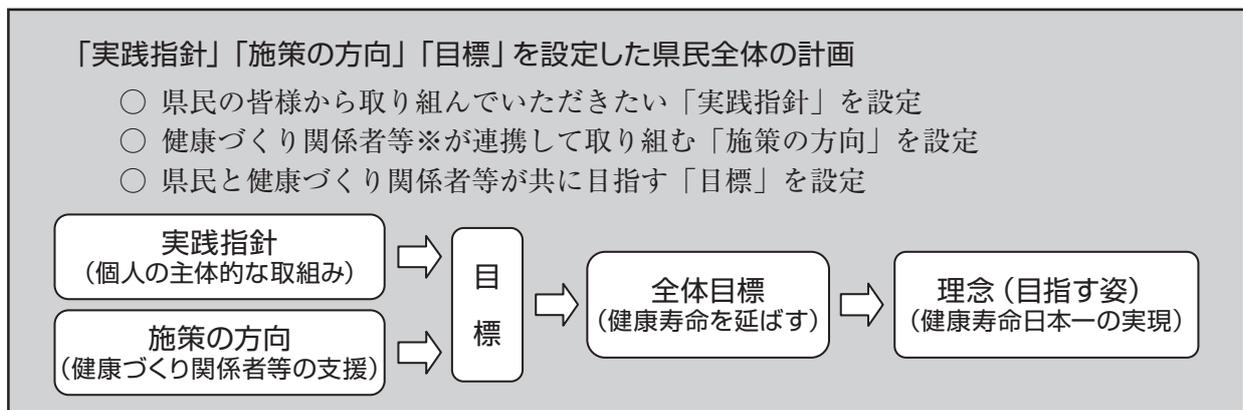
- 計画の期間は、令和6年度から令和17年度までの12年間です（ただし、「山形県がん対策推進計画」及び「山形県循環器病対策推進計画」については、令和6年度から令和11年度までの6年間）。
- 全体目標や各章ごとの目標の達成状況について適宜把握するとともに、状況の変化を勘案しながら評価を行い、「山形県がん対策推進計画」及び「山形県循環器病対策推進計画」については3年後に、「山形県健康増進計画」及び「山形県歯科口腔保健計画」については6年後に中間見直しを行います。

## 5 計画の策定体制

- 計画策定にあたっては、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、市町村、関係団体、地区組織からなる「次期『健康やまがた安心プラン』策定委員会」を設置して、その意見を反映させました。
- 同委員会の元に、「健康増進部会」、「がん対策部会」、「循環器病対策部会」及び「歯科口腔保健部会」を設置し、具体的な内容を検討しました。

## 6 計画の目標の設定と評価

- 健康づくりを推進していくためには、「県民一人ひとりの主体的な取り組み」と「社会全体による支援」の双方が重要であるため、この計画では、県民の皆様から取り組んでいただきたい「実践指針」と健康づくり関係者が連携して取り組む「施策の方向」を設定しています。  
「健康長寿日本一」の実現に向け、「実践指針」と「施策の方向」をあわせて推進することにより、分野別の「目標」を達成し、健康寿命を延ばしていきます。
- 「目標」の達成状況を評価・検証しながら、計画的に健康づくりを推進するため、数値による評価指標を設定しました。評価指標は、既存の統計調査で、信頼性が高く、定期的にモニタリングを行うことが可能な指標を中心に設定しました。
- 毎年度、進捗状況の把握に努め、「山形県健康長寿推進協議会」に報告するとともに、目標の達成状況に関する中間評価を実施し、その後の取り組みに反映させます。



※第2章 P11～P14「4 健康づくりに関係する者の役割」参照。

